

# グロービス経営大学院大学

## 学則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 グロービス経営大学院大学学則は、グロービス経営大学院大学(以下、「本学」という。)について必要な事項を定めるものとする。

#### (研究科)

第2条 本学に経営研究科を置く。

#### (課程)

第3条 経営研究科に専門職修士課程を置く。

#### (専攻)

第4条 経営研究科に置く専攻は経営専攻とする。また、経営専攻に以下の4つのプログラムを置く。

- (1) パートタイム MBA プログラム(日本語)
- (2) オンライン MBA プログラム(日本語)
- (3) パートタイム オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語)
- (4) フルタイム MBA プログラム(英語)

#### (研究科の教育研究上の目的)

第5条 経営研究科は、日本及びアジア社会の経営人材育成ニーズに応え、事業「創造」や「変革」を担える実践的かつ豊かな職業的倫理観を持ったビジネスリーダー、経営人材の育成を目指し、日本及びアジア特有の事業創造、事業変革モデルの実践的研究に寄与することを目的とする。

### 第2章 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日

#### (標準修業年限及び在学年限等)

第6条 経営研究科の標準修業年限は以下のとおりとする。

- (1) パートタイム MBA プログラム(日本語)・オンライン MBA プログラム(日本語)・パートタイム  
オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語) 2年
- (2) フルタイム MBA プログラム(英語) 1年

- 2 各プログラムの学生が、前項に定める標準修業年限を超えて教育課程を履修することを希望する場合は、第 14 条の規定に基づき、長期履修学生として修業年限を延長することができる。標準修業年限が 2 年のプログラムの学生は、最長 5 年まで延長することができる。フルタイム MBA プログラム(英語)の学生は、原則最長 2 年、別に定める特殊事由の場合、その事由に応じ最長 4 年まで延長することができる。但し、延長年数については、大使館、領事館等により学生ビザが発給された期間を優先するものとする。全プログラムにおいて、特別な事情がある場合には、学長は、在学年限を超えて延長を認めることができる。
- 3 経営研究科の在学年限は、休学期間を除き、前項の年数以内とする。

(学年)

第 7 条 経営研究科の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 経営研究科は、1 年を 3 ヶ月ごとの 4 期に分け、それぞれ 1 月、4 月、7 月、10 月から授業を行う。但し、フルタイム MBA プログラム(英語)については、1 年を 8 期に分け、それぞれ 9 月、10 月、11 月中旬、1 月、2 月中旬、4 月、5 月中旬、7 月から授業を行う。各期の期間は 1.5 ヶ月とする。一部、9 月開始期については 1 ヶ月間とする。

(授業を行わない日)

第 9 条 授業を行わない日(休日)については、別に定める。

### 第 3 章 部科及び課程の組織

(学長)

第 10 条 本学には、学長を置く。

(研究科長)

第 11 条 経営研究科には、経営研究科長を置く。

(経営研究科の運営組織)

- 第 12 条 経営研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項については、事項の内容に応じて、教授会または本学の経営会議で審議する。
- 2 教授会は専任教員(教授、准教授、講師を含む)と、その他教授会が定める教務に関わる職員により構成する。教授会の長は研究科長とする。
  - 3 教授会は学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- 4 教授会の中には必要に応じて代議員会を設置し、代議員会の審議をもって教授会の審議に代えることができるものとする。
- 5 本学の経営会議は、理事長、学長、研究科長、副研究科長、事務局長、プログラム事務局職員、発議する案件のある教職員、その他理事長が必要と認める学内の者により構成する。本学の経営会議の長は理事長とする。但し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項については、学長が決定を行う。
- 6 本学の経営会議の主な審議事項は、本学の収支に関わる事項、主要な学生サービス、重要な制度の変更等とする。

#### 第4章 教育課程

##### (授業科目等)

- 第13条 経営研究科経営専攻の授業科目、単位数及び履修方法等に関する事項は、別に定める。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。
  - 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行う場合についても同様とする。
  - 4 第1項の授業は、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

##### (長期にわたる課程の履修)

- 第14条 研究科は、各プログラムの学生が、職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

#### 第5章 学習の評価及び課程修了の認定

##### (学習の評価)

- 第15条 本学は、本学の科目を履修した学生に対し、所定の評価基準により、総合成績の評価を行う。評価の基準については、別に定める。

##### (課程の修了要件)

- 第16条 経営研究科の課程の修了要件については、第6条に定める各プログラムの標準修業年限以上在学し、研究科の定める所定の試験に合格し、所要の授業科目において修了要件単位以上を修得することとする。

修了要件単位：

(1)パートタイム MBA プログラム(日本語)・オンライン MBA プログラム(日本語)・パートタイム  
オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語) 36 単位

(2)フルタイム MBA プログラム(英語) 48 単位

尚、以下のプログラム内で、修了要件単位の2分の1以上を修得することとする。

(1)パートタイム MBA プログラム(日本語)・オンライン MBA プログラム(日本語) 計 18 単位  
以上

(2)パートタイム オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語) 計 18 単位以上

(3)フルタイム MBA プログラム(英語) 24 単位以上

(学位の授与)

第 17 条 経営研究科の課程を修了した者には経営学修士(専門職)の学位を授与する。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第 18 条 学生が国内もしくは外国の他の大学院または研究所等(以下「他大学院等」という。)において、  
専攻分野に関する授業科目を履修することが教育上有益であると本学において認める時は、  
本学は、その定めるところにより、当該他大学院等との協議に基づき、学生が当該他大学院等  
の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項及び第 19 条第 1 項の規定により他大学院等にて履修した授業科目の修得単位については、  
教授会もしくはその代議員会の議を経て、10 単位を上限に、本学において修得したものと  
みなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 19 条 本学は、教育上有益と認める時は、学生が本学に入学する前に本学または他大学院等におい  
て履修した授業科目の修得単位(本学または他大学院等において科目等履修生の規定に  
より修得した単位を含む。)を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、本学及び他大学院等において修得し  
た単位を合算し、15 単位を超えないものとする。但し、他大学院等にて修得した単位を、本学  
にて修得したものとみなす場合の上限は、前条第 2 項に則るものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学は、学生が第 1 項の規定に従って本学に入学する前に修得した単位がある時は、当該単  
位の修得に要した期間及び成績等を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の二分  
の一を超えない範囲で、本学の定める期間在学したものとみなすことができる。

## 第6章 収容定員及び職員組織

(入学定員・収容定員)

第 20 条 経営研究科の入学定員は 800 人とする。

設置する研究科・専攻	入学定員	収容定員
経営研究科 経営専攻	800 人	1560 人

(職員組織)

第 21 条 本学には、教務、学生対応、経理、事務などそれぞれの業務を担当する職員を置くものとする。職員の組織については別に定める。

第7章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学時期)

第 22 条 各年度の 4 月 1 日を入学の期日とする。但し、パートタイム オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語)については、10 月 1 日、フルタイム MBA プログラム(英語)については、9 月 1 日を入学の期日とする。

(入学の出願、選考、手続)

第 23 条 前条に従い、入学の出願、選考、手続は年に 2 回以上行われるものとする。

(入学資格)

第 24 条 本学の入学資格については、別に定める。

(入学の出願)

第 25 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の出願料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考の結果に基づき、教授会またはその代議員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 27 条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出し、所定の入学料を納付しなければならない。入学手続に必要な書類については別に定める。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除または徴収猶予となる者を含む。)に入学を許可する。

(退学、転学)

第 28 条 退学を希望する学生は、事務局に届出を行うものとする。

- 2 転学を希望する学生は、退学の場合と同様に、事務局に届出を行うものとする。

(再入学)

第 29 条 本学は、本学の退学者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

(転入学)

第 30 条 他の大学院の学生で、本学へ転入学を志願する者があった場合には、本学は、その事由及び学力等を審査した上で、これを許可することができる。

(休学)

第 31 条 学生が疾病その他やむを得ない事情により修学することができない時は、所定の手続を経て休学することができる。

- 2 休学期間については別に定める。
- 3 休学の事由が消滅した時は、当該学生は速やかに所定の手続を取り、復学するものとする。

(留学)

第 32 条 本学は、教育上有益と認める時は、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取扱いをしないものとする。

(科目等履修生)

第 33 条 本学は、本学の学生以外の者で、本学に開設する一または複数の授業科目の履修を志願する者がある時は、研究科の定めるところにより、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、経営研究科において定める。

(課程の修了)

第 34 条 本学は、その定めるところにより、所定の課程の修了要件を満たした者に、修了を認める。

(除籍)

第 35 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会またはその代議員会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 登録された連絡先において 1 年間音信不通となった者
- (3) 死亡の届出等があった者

第 8 章 入学料、受講料、その他費用の徴収

(入学料、受講料及びその他費用)

第 36 条 経営研究科の学費として、入学料及び受講料を以下のとおり定める。

(1) パートタイム MBA プログラム(日本語)・オンライン MBA プログラム(日本語)・パートタイム  
オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語)

<2017 年度以降入学>入学料 23,000 円、標準修業年限(2 年間)受講料 2,961,000  
円、長期履修に関する受講料 262,000 円/年

<2014~2016 年度入学>入学料 23,000 円、標準修業年限(2 年間)受講料 2,907,000  
円、長期履修に関する受講料 257,000 円/年

<2013 年度以前入学>入学料 22,000 円、標準修業年限(2 年間)受講料 2,826,000  
円、長期履修に関する受講料 250,000 円/年

(2) フルタイム MBA プログラム(英語)

<2017 年度以降入学>

入学料 210,000 円、標準修業年限(1 年間)受講料 3,771,000 円、長期履修に関する受  
講料 262,000 円

<2016 年度以前入学>

入学料 206,000 円、標準修業年限(1 年間)受講料 3,703,000 円、長期履修に関する受  
講料 257,000 円/年

その他学習に必要な費用については、別に定める。

尚、科目等履修生については、入学料はプログラムにかかわらず以下とし、科目毎の費用は  
別に定める。

<2014 年度以降入学>23,000 円      <2013 年度以前入学>22,000 円

(徴収)

第 37 条 入学料、受講料及びその他費用の徴収については、別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第 38 条 人物、成績ともに優秀な学生、または特に顕彰に値する行為のあった学生に対しては、これを  
表彰することがある。

(奨学金)

第 39 条 本学は、入学時の審査または履修成績により、優秀と認められるものに奨学金を付与すること  
がある。

(懲戒)

第 40 条 学生が、本学の学則、もしくはその他の規約、命令等に違反し、または学生の本分に反する行為があった時は、学長は、教授会またはその代議員会の議を経て、当該学生を懲戒する。

(懲戒の種類)

第 41 条 懲戒の種類は、戒告、有期の停学及び退学の 3 種とする。

- (1) 戒告 過失の是正を促し、改善の注意をする。
- (2) 停学 登校停止を命じる。尚、ここに定める有期の停学とは、6 ヶ月未満とする。
- (3) 退学 本学の学生としての身分を剥奪する。

(懲戒の対象)

第 42 条 懲戒の対象となりうる行為等は、次の各号に掲げるものとする。但し、(2) (3) (4)については、原則退学処分とする。

- (1) 本学の規則に違反する行為
- (2) 成績評価において、D 及び F 評価の取得数が、当該プログラムにおける所定数以上に達した者
- (3) 別に定める納付期限を超えても入学料または受講料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第 6 条に定める標準修業年限を超え、長期履修手続を行わず留年を繰り返した者
- (5) ハラスメントに該当する行為
- (6) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (7) 本学内の関係者が閲覧できるメーリングリスト、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を含む情報媒体において、本学または本学関係者を誹謗・中傷する発言・投書・書き込み等を行う行為
- (8) 本学における教職員の業務並びに学生等の学習、研究及び正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為
- (9) 犯罪行為
- (10) その他、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の措置)

第 43 条 懲戒に伴う措置は、学長の命により当該研究科長等が、当該学生へ懲戒処分書を交付することにより行う。

(学生の意見陳述機会の確保)

第 44 条 学長は、教授会またはその代議員会の議に際し、懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒の提案がある旨を通知し、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には、懲戒に対する口頭または文書による意見陳述の機会を与えるものとする。尚、第 42 条第 1 項(2)に対する



意見陳述は成績評価委員会に上申するものとする。成績評価委員会に関する詳細は別に定める。

#### 附 則

1. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本学則の変更箇所第 3 条、第 10 条 2 項、第 18 条、第 21 条については、平成 19 年 4 月より施行する。
3. 本学則の第 17 条第 2 項、第 39 条(1)に関する変更箇所については、平成 18 年 12 月 25 日より施行する。
4. 本学則の第 3 条、第 10 条第 5 項に関する変更については、平成 20 年 5 月 1 日より施行する。
5. 本学則の第 10 条に関する変更については、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。
6. 本学則の第 39 条(1)に関する変更については、平成 20 年 9 月 29 日より施行する。
7. 本学則の第 18 条、第 21 条に関する変更については、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
8. 本学則の第 36 条(2)及び(5)に関する変更については、平成 21 年 3 月 20 日より施行する。
9. 本学則の第 18 条、第 21 条、第 33 条に関する変更については、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
10. 本学則の第 14 条、第 18 条、第 21 条に関する変更については、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
11. 本学則に関する変更については、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
12. 本学則に関する変更については、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
13. 本学則に関する変更については、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
14. 本学則に関する変更については、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。
15. 本学則に関する変更については、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

16. 本学則に関する変更については、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
17. 本学の在学契約等一切の合意については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
18. 本学の在学契約等に関して紛争が発生したときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
19. 本学則に関する変更については、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
20. 本学則に関する変更については、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

# グロービス経営大学院大学

## 学位規則

### (目的)

第1条 この規則は、グロービス経営大学院大学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の授与)

第2条 グロービス経営大学院大学において授与する学位は、専門職学位とする。この学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

### (専攻分野の名称)

第3条 専門職学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。  
経営学修士(専門職)

### (課程の修了の判定)

第4条 学長は、課程の修了要件を満たす者に、最終的な課程の修了判定のため、修了判定委員会を設けるものとする。

- 2 委員会は、グロービス経営大学院大学教授会規程第10条に定める代議員会に関する規程に基づき、より機動的かつ実質的に審議することを目的に、教授会の代議員会として開催する。
- 3 委員会は、教授会が選任した専任教員2名以上を含む教職員の代表により構成する。ただし、学長がその必要があると認める時は、学外の大学院または研究所等の教員等を検討に加えることができる。
- 4 委員会は、課程の修了の判定結果を学長に報告する。

### (学位の授与)

第5条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与するものとする。

### (学位授与の取り消し)

第6条 学位を授与されたものが不正により学位を授与されたことが判明した場合には、第4条に定める修了判定委員会の審議を経て学位を取り消し、学位記を返付させるものとする。

## 附 則

1. この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2. この規則の変更については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3. この規則の変更については、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

## 受講規約

### グロービス経営大学院大学

#### パートタイム MBA プログラム(日本語)、オンライン MBA プログラム(日本語) 受講規約

##### 第1章 総則

###### (趣旨)

第1条 グロービス経営大学院大学パートタイム MBA プログラム受講規約(以下「本受講規約」という。)は、グロービス経営大学院大学学則に基づき、大学院大学のパートタイム MBA プログラム(日本語)(第2条の(1)に該当)及びオンライン MBA プログラム(日本語)(第2条の(2)に該当)について必要な事項を定めるものとする。第2条の(3)については、「Enrollment Regulations of the Part-time On-campus & Online MBA Program, Graduate School of Management, GLOBIS University」、第2条の(4)については、「Enrollment Regulations of the Full-time MBA Program, Graduate School of Management, GLOBIS University」に定める。

###### (プログラム)

第2条 グロービス経営大学院大学(以下「本学」という。)経営研究科経営専攻に、以下の4つのプログラムを置く。

- (1) パートタイム MBA プログラム(日本語) 以下、「通学 MBA プログラム」とする
- (2) オンライン MBA プログラム(日本語) 以下、「オンライン MBA プログラム」とする
- (3) パートタイム オンキャンパス&オンライン MBA プログラム(英語)
- (4) フルタイム MBA プログラム(英語)

##### 第2章 入学・入学審査・学費

###### (入学時期)

第3条 各年度の4月1日を入学の期日とする。

###### (出願資格)

第4条 本学に出願することのできる者は、以下のいずれかに該当する者で、入学時点において、企業・官公庁等における原則2年以上のビジネス経験を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年以上の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日

本校)を修了した者

- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程(文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧)を修了した者(「高度専門士」等の称号を付与された者)
- (8) 本学において、個別の出願資格審査により認められ、22歳に達した者

(出願の手続)

第5条 入学志願者は、指定期日までに所定の手続を完了し、定められた出願料を納付しなければならない。

(入学審査)

第6条 入学志願者には入学審査を行い、入学者を決定する。

- 2 前項の審査方法、時期等については、別にその都度定める。

(プログラム間の併願及び再応募)

第7条 同一の入学年度を対象とする入試において、第2条に定める4つのプログラムの別を問わず、併願はできないものとする。

- 2 過年度に本学に応募し不合格になった者も、再応募ができるものとする。
- 3 再応募の場合も、出願に必要とされる所定の手続を再度行うものとする。
- 4 不合格となった場合、プログラムの別を問わず、同一の入学年度を対象とする入試への再応募はできないものとする。

(入学手続、入学許可、入学辞退及び入学延期)

第8条 合格した後、所定の期限までに、出願システムから入学意思確認の手続をし、入学料の納付をもって、正式な「入学許可」とする。学内進学者(第8章に定める科目等履修生にて履修済みの者等)については、入学料を免除とする。

- 2 入学許可を得た者(以下、入学許可者)は、所定の期限までに必要書類を提出し、定められた学費の納付に関する手続をしなければならない。また、所定の手続により入学までの間、第8章に定める科目等履修生の「単科生」、「特別単科生(仙台校・福岡校・シンガポール特設キャンパス)」、「オンライン単科生」、あるいは Enrollment Regulations of the Part-time On-campus & Online MBA Program, Graduate School of Management, GLOBIS University 第8章に定める科目等履修生の「英語単科生」としての履修が認められる。
- 3 第3条に定める入学期日前日までに入学許可者からの申し出があった場合、入学辞退を認める。その場合、入学料を除く受講料を返金するものとする。
- 4 入学を辞退する場合、入学許可者は速やかにダウンロードした教材を破棄する。
- 5 天災、本人の入院・長期通院・出産等の特殊事由で、かつ、半年以上継続的に修業が難しい状況にお

いては、入学許可者からの申請に基づき、翌年4月までの入学延期を認める場合がある。入学延期申請にあたっては、認められた入学期日前日までに、入学延期の事由を記した申請書を所定の方法にて事務局に提出するものとする。

6 入学延期が認められた場合、学費を含め実際に入学する年度の規約に従うものとする。

7 本学は、入学を希望する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、またはその関係者であることが判明した場合、その出願受理、合格、入学許可を取り消すことができる。

#### (受講料の納付、返金)

第9条 2年間の在学期間を半年ごと(2学期単位)の請求期に分け、請求期を順に第1期、第2期、第3期、第4期とよぶ。標準修業年限2年の受講料は、その総額を4分割し請求期毎に納付するものとする。学事日程上の4月期の初日及び10月期の初日に在学している学生は、請求期ごとの受講料及び長期履修に関する受講料の納付義務がある。第29条に定める在学期間休学が認められた場合、休学期間に応じて、納付義務の発生日、及び請求期をずらすものとする。なお、学生の申し出があったときは、分割額の複数分を併せて徴収する。納付は、金融機関からの振込をもって行う。但し、納付方法について改定が行われた場合には、改定後の方法にて納付する。

2 標準修業年限にて課程を修了できなかった学生は、毎年長期履修に関する受講料を納付するものとする。

3 領収書は申請に応じて発行するものとする。また、対象となる受講料に対し原則1回限り発行する。

4 受講料の支払いは、所定の支払期日までに行う。尚、支払期日を過ぎても事務局にて納付が確認できない場合、第1章から第7章までの規定にかかわらず、別記学費未納本科生の取り扱いに関する規程を優先して適用する。

5 在学中に受講料の改定が行われた場合には、改定後の額を次年度以降の受講料とする。

6 第29条に定める在学期間休学が許可された学生については、受講料の支払いは復学時まで猶予が認められる。

7 納付された受講料は返金しない。

8 前項の規定にかかわらず、途中で退学を申し出る者(自主退学)の受講料については、納付期限より前に退学が受理された場合には、次期以降の支払いは不要とし、既に納付している場合には返金するものとする。納付後、次期の受講期が開始された後に退学を受理された場合には、受講料は返金しないものとする。全額を前納している者は、上記と同じ基準で、半年毎に分納したものとみなし、支払い相当額を返金するものとする。返金にかかる諸手数料は学生の負担とする。

9 第7項の規定にかかわらず、懲戒退学となった者の受講料については、履修停止以降の学期に相当する納付済受講料を返金するものとする。尚、納付済受講料とは、第10項に定める相殺後もしくは奨学金控除後に納付した受講料を指す。返金にかかる諸手数料は学生の負担とする。

10 入学前に修得した単位のうち、本学の課程における修得単位と認められた単位分の受講料は、学則第36条の標準修業年限2年の受講料総額より相殺されるものとする。尚、総額を4分割して納付する場合、相殺は第1期ではなく、第2期と第4期で均等に按分して行うものとする。また、単科生を含む科目等履修生が

科目休学を利用し復学が入学後となった場合、修得した単位は入学後の修得単位となるが、例外として当該単位分の受講料は受講料総額より相殺されるものとする。

11 第7項の規定にかかわらず、前条の規定により受講料を納付した入学許可者が第3条に定める期日前日までに入学を辞退した場合、もしくは研究科長及び事務局が特別に認める場合に、学生からの申請により、納付済み受講料を上限として、返金できるものとする。

#### (入学前の既修得単位及び成績)

第10条 本学入学前に他の大学院において取得した単位を、学則第19条に則り本学の単位とすることを希望する者は、入学手続を行う際に、当該科目の科目名・単位数・概要を示す書類、及び成績証明書を事務局に提出するものとする。書類の提出を受け、当該分野の専任教員が審査の上許可した場合、本学は、当該単位を本学の課程における修得単位として10単位を上限に認定する。

2 本学入学前に、本学の科目等履修生として履修できる単位及び本学課程の単位として持ち込める単位の上限は、プログラムを問わず、12単位を上限とする。但し、2014年7月期以前に通学MBAプログラムの科目等履修生となった場合、及び2016年1月期から2016年7月期に英語単科生、英語オンライン単科生となった場合には、15単位を上限とする。

3 入学前に修得した単位は、第1項及び第2項の単位と合算し、入学の際、15単位を上限に本学の課程における修得単位とみなす。また、第2項の単位持ち込みにおいて、課程の単位として認められるのは、入学日から遡り、5年以内に履修し、修得した単位に限るものとする。有効期限は、本学においてのみ適用され、他大学院等へ進学する際には、各大学院等の定める規定に従うものとする。

4 第2項に定める持ち込み可能な単位の上限を超えて履修をしていた場合、持ち込み対象となる単位は、事務局にて決定するものとする。

5 第8章に定める本学の科目等履修生として入学日から遡り、5年以内に履修した科目において、D及びF評価となった科目は、第24条に定める懲戒退学の対象となる成績評価に算入される。

#### (プログラム間の移籍)

第11条 本学において、所属するプログラムとは別のプログラムへの移籍を希望した場合、選考の上、当該プログラムに移籍を許可することができる。移籍に関する詳細は、移籍後のプログラムの受講規約に定める。

2 通学MBAプログラムとオンラインMBAプログラム間での移籍については、移籍の時期(四半期(3ヶ月)単位)等、第32条の転校の規約を準用するものとする。英語プログラムから日本語プログラムへの移籍を希望する場合、移籍の時期は4月1日とし、移籍を希望する者は、1月末までに事務局に申し出た上で、所定の手続を行う。また、移籍を希望する理由が記載されたエッセイを提出する。提出された書類や面談の結果等を総合的に判断し、プログラムの移籍の可否を決定する。

3 プログラムを移籍する場合、移籍前に修得した単位、及び成績(D・F・評価対象外含む)について、移籍後のプログラムに移行される。第16条に定める別言語のプログラムでの履修上限に則り、移籍前プログラムでの取得単位が、課程の修了要件単位の3分の1を上回っている場合には、別言語プログラムへの移籍は原則認めない。

4 課程の修了については、移籍後のプログラムの修了要件に従うものとする。尚、在学期間及び休学期間



については、本科生として在学したプログラムにおける全期間を積算するものとする。

5 受講料については、移籍先のプログラムの受講料総額から納付済受講料を差し引いた金額を納付する。また、移籍前プログラムにおける奨学金の権利は消滅し、移籍先プログラムの学費(入学科・受講料)全額を支払うものとする。尚、既自己負担分は相殺する。

6 学生証の再発行等、移籍に関わる事務手数料は学生による実費相当分の負担とする。

7 移籍後は、移籍後のプログラムの受講規約の定めに従うものとする。

### 第3章 授業を行わない日

(授業を行わない日)

第12条 年末年始、ゴールデンウィーク(日本国内)、その他本学の定める日は、授業を行わない日(休業日)とする。

### 第4章 履修

(履修計画)

第13条 学生は、入学時に課程修了までの履修の予定を定め、事務局に提出するものとする。事務局は、必要に応じて学生に履修のガイダンスを行う。学生は、基本的にこの履修計画に基づいて、各期の履修科目を選択するものとする。

2 学生は、職業を有している等の事情により、本学の学則第14条に基づき標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する長期履修制度を利用できる。当該制度の利用を希望する場合は、翌年度の履修の予定を定め、事務局に所定の届出を行うものとする。

3 長期履修の届出を行う際の延長期間は1年とし、変更・延長を希望する場合は、自身の課程修了予定年月の5か月前に改めて届出を行うものとする。

4 この届出を行わずに、標準修業年限もしくは届出の延長期間内に課程を修了しなかった場合は、第9条第2項の長期履修に関する受講料納付の義務を負い、留年とみなし、当該期間は履修登録ができず、懲戒の対象とする。また、留年を繰り返す場合は、懲戒退学とする。

5 学生の科目履修状況に応じて、当該学生へ連絡の上、履修登録の見直し及び解除等を行う場合がある。

(最大履修単位)

第14条 年間に履修できる単位数の上限は、30単位とする。

2 納付された受講料で在学中に取得可能な総単位数の上限は40単位とする。

3 40単位を超えて履修を希望する場合、科目毎に新たに申し込み手続及び受講料の支払いが必要となる。受講料は、履修期にかかわらず履修を確定する際に全額前納するものとする。尚、追加申し込み後に、前項に定めた40単位を下回った場合であっても、追加履修登録分については、在学中に履修可能な総単位数には算入せず、受講料も一切返金しない。但し、40単位を超えて履修登録をした科目の履修をキャンセルする場合、以下のルールに則って返金するものとする。

(a) 当該クラスの開講 14 日前までは、一切のキャンセル料は発生しないものとする。

(b) 当該クラス開講 13 日前からは、1 科目あたりキャンセル料 31,000 円を徴収する。

4 前項により 40 単位を超えて在学中に履修した科目を修了した場合、在学中の修得単位とみなす。

(課程の修了)

第15条 課程の修了に必要な履修単位は、定められた必修科目と選択必修科目の単位数を含め、合計で 36 単位とする。必修科目及び選択必修科目は入学年度によって異なるため、別表に定めるものとする。尚、通学 MBA プログラム及びオンライン MBA プログラムのいずれかにおいて、修了要件単位の 2 分の 1 以上を修得することとする。

2 課程の修了に必要な要件は、前項に加えて、在学年限内に本学の基礎学力テスト「GMAP (GLOBIS Management Assessment Program)」に合格することとする。但し、2010 年度以前に入学した学生については、テストの対象外とする。本人が希望したとしても、受験は認めないものとする。

3 課程の修了要件を満たした者に対し、学位規則の定めに従い、年度末に修了判定委員会による修了判定を行う。修了判定委員会により課程の修了が認められた場合、課程の修了が決定する。

4 在学期間休学等により修了予定年月が 3 月末(年度末)以外の場合は、学位規則の定めに従い、3 月末に加えて各学生の在学期間(休学期間は含まない)2 年末、3 年末、4 年末、5 年末の時点での修了判定を行う。修了判定委員会により課程の修了が認められた場合、課程の修了が決定する。

5 課程修了後は、在学期間を延長することはできない。

6 修了判定ならびに課程を修了した者に対する学位授与に関しては、詳細を学位規則に定めるものとする。

7 学位規則に則り、学位が取り消された場合は課程の修了も取り消される。

(別言語プログラムの受講・単位認定)

第16条 所属プログラムとは別言語の科目を履修した場合、課程の修得単位として認定する。別言語のプログラムでの履修上限は、入学前の履修も含め、課程の修了要件単位の 3 分の 1 である 12 単位までとする。

2 別言語プログラムの科目を履修する場合の言語能力要件は以下の通りとする。

(1)日本語 MBA プログラム生が英語 MBA プログラムで提供する科目の履修を希望する場合

- 英語が堪能であること(以下のいずれかに該当すること)

- ・英語を母国語とする
- ・事務局の英語インタビューを通じて、英語力を証明できる
- ・TOEIC/TOEFL/IELTS のスコア提出で、事務局が受講に十分な英語力があると判断した場合

(2)英語 MBA プログラム生が日本語 MBA プログラムで提供する科目の履修を希望する場合

- 日本語が堪能であること(以下のいずれかに該当すること)

- ・日本語を母国語とする
- ・一貫して日本語で教育が施される大学を卒業/大学院を修了
- ・日本語検定試験1級、日本語能力試験 N1 を目安とする日本語力がある

3 同一とみなす科目の別プログラムでの履修は認めない。尚、2010 年度以前に、日本語と英語の両言語

で同一とみなす科目を履修していた場合、どちらも最大履修単位には含めるが、課程の修了に必要な履修単位の対象となるのは、先に修得した単位のみとする

(他大学院の受講・単位認定)

第17条 入学前及び在学中に他大学院において取得した単位は、学則第18条第2項に則り、所定の手続を行った上で10単位を上限に本学の課程において修得したものとみなす。

2 本科生ならびに入学予定者は、株式会社グロービスが提供するグロービス・マネジメント・スクールの受講は認められない場合がある。

(クラスの閉講・休講・変更)

第18条 学習効果の観点から、受講者数がクラスの催行人数に達しない場合、あるいはやむを得ない事由がある場合、クラスを閉講することがある。

2 クラスの閉講は、当該クラスの初回開講日の14日前までに決定する。

3 教員の都合により、代理の教員による講義、あるいは日時・場所・内容等が変更になる場合がある。

4 開講後において、下記の場合、講座を休講・閉講または延期することがある。

(1) 交通機関のストライキ、台風・地震等の天災地変、暴動やクーデターのとき

(2) 講座担当教員の不測の事故、病気、慶弔時等のとき

(3) 施設の保守点検、改修工事等がおこなわれるとき

(4) その他、事務局が、不可抗力により開講が不可能と判断したとき

5 クラスの閉講など、本学の都合により、科目の変更・キャンセルや、履修時期を延期せざるを得ない場合、学生は速やかに受け取った教材を破棄する。

(履修科目・クラスのキャンセル、変更及び履修時期の延期)

第19条 履修登録後、当該クラス開講日の14日前までに限り、履修科目・クラスのキャンセル、変更及び履修時期の延期ができるものとする。

2 科目のキャンセル、変更または履修時期を延期する場合、学生は、速やかに受け取った教材を破棄する。

3 第1項に従わない場合は、原則以下の扱いとなる。

－1年間は当該科目に履修登録できない

－3回行った場合、その学生の以後全ての履修登録は、優先度が他の学生に劣後する。つまり、クラス定員に空き枠がない限り、登録できないものとする。

4 履修登録後の業務命令での長期海外出張等、科目休学と同等とみなされるような事由が発生した場合や、教員の都合による急な日程変更等、特殊な場合は、第1～3項の限りではない。

5 開講日時が一部でも重なるクラスは、履修を認めないものとする。

6 クラス開講後に第5項に該当する履修登録が判明した場合、事務局にていずれかの科目の履修登録を解除するものとする。また、解除した科目の履修登録は1年間ではできないものとし、全ての科目において履修登録の優先度が他の学生に劣後する。

(教材の配布)

第20条 教材は、原則として専用ページよりダウンロードすることで入手するものとする。

- 2 各科目の指定教科書は学生自身が用意するものとする。
- 3 教材ダウンロード後、履修科目のキャンセル及び履修時期の延期等により履修しない科目については、該当教材を速やかに破棄するものとする。
- 4 教材は、事務局が各期開講日の約1ヶ月前より、順次専用ページにアップロードする。学生の事情により開講までにダウンロードできない、もしくは開講直前のダウンロードとなり履修に支障が出る場合も、本学は一切の責任を負わないものとする。

(出席要件)

第21条 クラス中に、映像・発言・挙手等により教員が学生を確認できた場合にのみ、当該学生がクラスに参加したものとみなす。

- 2 クラスへの参加時間が、各 Day のクラス開催時間のうち、3分の2以上の場合に、当該授業回(Day)に出席したものとみなし、評価の対象とする。
- 3 クラス開催時間の3分の1以上の遅刻、早退、途中退席、システム未接続(オンライン MBA プログラムのクラス)など、参加時間が3分の2に満たない場合は、当該授業回(Day)を欠席したものとみなす。
- 4 クラス開催時間の3分の1未満の遅刻、早退、途中退席などの場合には、当該授業回(Day)を出席したものとみなす。但し、クラス開催時間の3分の1未満であっても、遅刻については、当該履修科目におけるその頻度や累積時間によっては、担当教員が総合成績を決定する際、総合評価点の合計から減点対象となる場合がある。

(学校感染症による出席停止)

第22条 通学 MBA プログラムのクラスにおいて、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した学生については、通学 MBA プログラムのクラス等への出席を停止するものとする。オンライン MBA プログラムのクラスは、当制度の対象外とする。

- 2 前項に従いクラスを欠席した場合、学生からの申請及び医師の診断書等の提出をもって、出席停止の該当回(Day)については出席扱いとする特別措置を認める。

(科目の成績評価)

第23条 履修後、所定の評価基準により、総合成績の評価を行い、修了/不可を判定する。科目ごとに P/F、もしくは A/B/C/D/F のいずれかの評語をもって表し、P/A/B/C/D を修了、F/評価対象外を不可とする。

- 2 「不可」である F 評価とは、科目毎に定められた評価対象条件を満たした上で、修了できなかった場合のことを指す。
- 3 科目毎に定められた評価対象条件を1つでも満たさない場合には、評価対象外とし、評価やフィードバックは行わないものとする。
- 4 履修科目の言語で作成していない提出物は、評価の対象としない。

5 出欠・提出物の提出状況等の成績評価に関する修正・変更は、最終評価確定から14日以内に限り申請を受け付けるものとする。

(懲戒退学の対象となる成績評価)

第24条 本学におけるD及びF評価の取得数が5回以上となった者は、学則第42条に基づき、当該期末で退学処分とする。その後の履修は認めない。履修登録している科目は取り消すこととし、履修中の場合には履修を停止する。但し、大学院本科入学日より遡り、5年以上前に履修した科目のD及びF評価については、本措置の対象となる取得数に含めない。

2 課程の修了に必要な要件を満たすと同時、あるいはそれ以降に、D及びF評価の取得数が5回以上となった者は、前項の退学処分の対象外とする。但し、課程修了までの期間は、履修を認めない。履修登録している科目は取り消すこととし、履修中の場合には履修を停止する。

3 大学院本科の在学中に履修した科目においては、3回目以降に取得した評価対象外は、すべて第23条第2項のF評価に相当するとみなす。F評価相当とみなした評価対象外も、前項のD及びF評価の累積数として換算する。但し、2008年1月期以前に取得した評価対象外については、この限りではない。

(D及びF評価5回以上取得による懲戒退学に関する選択)

第25条 D及びF評価5回以上の成績を取得し懲戒退学の対象となった者に対して、学則第44条に定める学生の意見陳述機会として、成績評価委員会(以下、ARC)へ上申する機会を設けるものとする。当該学生は次の2つよりいずれかを選択し、指定の期日までにARC宛てに連絡するものとする。

(1)D及びF評価5回以上取得した期で懲戒退学

(2)ARCに上申し、懲戒退学に関わる最終判断を委ねる

2 第1項の(1)を選択した場合、あるいは指定の期日までにARC宛てに連絡がない場合は、第24条第1項に従うものとする。

3 第1項の(2)を選択した場合は、ARC宛の上申書(継続して在学すべき特段の理由の申立書)を、ARCが定める期限までに提出するものとする。定められた期限までに上申書を提出した者は、D及びF評価5回以上取得した期の翌期(以下、次期)終了までの在学が認められ、次期の受講料納付義務を負うものとする。

(成績評価委員会の審議及びその後のプロセス)

第26条 成績評価委員会(以下、ARC)は、第25条第1項(2)を選択した者によって提出された上申書をもとに、継続しての在学の可否について審議を行い、当該学生に通知するものとする。

2 継続しての在学が可と判断された学生は、ARCが指定する条件の範囲内で、そのまま在学することができる。次期が長期履修受講の第1期目に該当する場合は、事務局が指定する期限までに、長期履修受講料の年額を納付するものとする。尚、在学を継続する中でARCの指定する条件に達した場合は、ARCへの上申の機会はなく、当該期末で退学処分とする。

3 継続しての在学が不可と判断された学生は、次期が終了した時点で懲戒退学とする。退学後の学期に相当する受講料の返金については、第9条第9項にしたがう。次期が長期履修受講の第1期目に該当する

場合は、事務局が指定する期限までに、長期履修受講料年額の4分の1を納付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次期が終了した時点で課程の修了要件を満たした場合は、第2項に準じ、課程の修了までの在学を認める。認められた在学期間に応じ、第9条に則り、事務局が指定する期限までに受講料を納付するものとする。但し、課程の修了までの期間は履修を認めない。

## 第5章 振替・再履修

### (振替制度)

第27条 業務やその他のやむを得ない事由により、履修登録しているクラスに出席できない場合、以下の条件にて、同一科目のクラスに振替出席を認めるものとする。尚、振替制度は学生のクラスへの参加機会を提供するものであり、評価や履修に際しては、第2項以下の制限を設ける。

2 振替出席は、本学の同一プログラムの同一科目にのみ認めるものとする。

3 振替先のクラスが、受講を開始した期に開講されている同一科目の他クラス、または翌開講期のクラスで、当該回(Day)のクラス定員に空きがある場合とする。ただし、オンライン MBA プログラムのクラスは、翌開講期への振替は認めない。

4 登録したクラスと同期内の振替は成績評価の対象とするが、翌開講期クラスに振り替えた場合には、クラス参加の機会を提供するにとどまり、成績評価の対象とはしないものとする。なお、特設キャンパスにおいては、開講が不定期につき翌開講期振替が適用されない場合がある。

5 同期内のクラスに振り替えた場合、当該回(Day)の発言やアサインメント等の評価は振替先クラスの教員が行うが、総合成績の評価は、登録クラスの担当教員が行う。

6 振替を希望するクラスの開始時刻までに申請するものとする。

7 レポート提出が課されている回(Day)を振り替える場合、登録クラス、振替クラスのいずれかで早い日程のクラスの所定の期限までにレポートを提出することが求められ、定められた時間を過ぎたレポートは受領しない(一部科目を除く)。

8 別科目や別クラスを履修することを目的とした振替出席は、振替出席の理由としてこれを認めない。

9 振替出席をした場合であっても、クラス専用メーリングリスト(ディスカッションボード)は、所属クラスのメーリングリスト(ディスカッションボード)にのみ登録を認める。

10 特別講座や内容の変更があった科目、廃止が決まった科目等、本制度が適用されない場合がある。

11 オンライン MBA プログラムのクラスにおいて、振替出席ができず欠席した Day については、学生の申請に基づき、当該 Day のクラスの録画情報の視聴を認める。このため、本学は、オンライン MBA プログラムのクラスにおいて、各クラスの映像を録画し、保存するものとする。

12 前項に定めるクラスの録画は、当該クラス欠席者の他、本学が適切と認めた第三者に対し、閲覧を許可する場合がある。

13 シンガポール特設キャンパスで開講するクラスは、本制度の対象外とする。クラスを欠席した場合の詳細は、別途事務局より指示するものとする。

### (再履修)

第28条 不可となった(修了できなかった)科目については、学生の申請に応じて、再履修できるものとする

る。

2 特別講座や内容の変更があった科目、廃止が決まった科目等、本制度が適用されない場合がある。

## 第6章 休学・退学・転校・再入学

### (在学期間休学)

第29条 以下の特殊事由においては、各学生の申請に基づき、在学期間休学を認める場合がある。原則、学期開始後の在学期間休学は認めないが、やむを得ない事由により、学期開始後の休学を認める場合もある。

- － 天災
- － 本人の入院・長期通院・出産及び育児等
- － 家族ないしこれに準ずる方の出産・育児・入院及び死亡等
- － 長期出張、転職、転籍、出向、異動など客観的に証明可能な執務環境の変化によりクラスへの参加が物理的に不可能となった場合
- － その他、事務局が認めるやむを得ない事由

2 在学期間休学は1期(3ヶ月)単位で申請できることとし、期間は累積で最長2年間とする。但し、科目休学との併用は不可とする。

3 第2項に関わらず、特別に2年を越えて在学期間休学を認める場合がある。休学期間が2年を越えた場合には、学費を含め、復学した年度の規約に従うものとする。

4 前項にしたがい、特別に2年を越える休学を認める事由と期間は、下記とする。なお、これらの併用は認めない。

- ・4歳に満たない子供の育児の場合:最大3年まで
- ・社命による赴任により、クラスへの参加が物理的に不可能となった場合(通学MBAプログラムに所属する場合、赴任地が日本国外である場合に限る):最大5年まで

5 学生は、在学期間休学を申請する場合、休学の事由を記した申請書を所定の方法にて休学開始期が始まる前に事務局に提出するものとする。

6 長期にわたる在学期間休学を申請する場合、面談を行う場合がある。

7 在学期間休学中の期間は、課程の修了に必要な修業年限には含めない。

8 第1項に定める特殊事由が長引く等で予定していた復学期での復学が困難な場合、当初の休学期間を満了する前に、第5項に定める手続きを再度行うことにより、休学の延長を認める場合がある。

9 在学期間休学者は、休学期間を満了する前に復学期の履修登録を行うものとする。尚、前項に定める休学延長の手続きを行わない場合、復学期に履修登録がなくとも、復学期が開講した時点で復学とみなす。

### (科目休学)

第30条 科目履修中に、振替制度を利用しても、以下のようなやむを得ない特殊事由により、当該クラスへの出席や必要提出物のアップロードが難しく、科目の評価対象条件を満たせない場合は、各学生の申請に基づき、事務局にて審査の上、科目休学を認める場合がある。

- － 天災

- － 本人の入院・長期通院
- － 二親等以内の家族ないしこれに準ずる方の死亡・入院
- － 社命による異動・長期出張
- － その他、事務局が認めるやむを得ない事由

※自主的な転職活動や、居住地の変更を伴わない異動等による業務多忙や執務環境の変化は、休学の申請事由として認めない。

- 2 学生は、科目休学を申請する場合、休学申請の事由を記した申請書を所定の方法にて事務局に提出するものとする。また、申請は、休学に相当する事象が発生次第、速やかに行うものとする。事務局は、申請事由と申請時期を踏まえ、休学の審査を行う。
- 3 総合成績確定後は、遡っての休学は一切認めない。
- 4 科目休学申請が認められた場合、欠席した回(Day)は、翌開講期の当該回(Day)に履修するものとする。その際の成績判定は復学した期のクラスの終了後に、休学前/復学後の出席や発言、レポートの評価等に基づき行う。
- 5 復学は翌開講期のみとし、科目休学の延長は認めない。
- 6 いったん科目休学が承認された後の取消しは認めないものとする。
- 7 復学するクラスは、事務局からの指示に従い、翌開講期の開始前に学生が自分で選択するものとする。期限までに復学するクラスを選択しない場合は、事務局が復学クラスを指定する。
- 8 科目休学後、翌開講期に履修が不可能になった場合でも、納付された受講料は返金しないものとする。
- 9 科目休学の期間(休学した期、復学した期)は、いずれも在学期間を含むものとする。
- 10 課程の修了により、復学時に大学院本科に在学しなくなった場合は、復学した期は在学期間を含めず、第9条第2項に定める長期履修の受講料もかからないものとする。
- 11 クラスの履修に関する制度等については、復学時の受講規約を適用する。

#### (退学)

第31条 退学を希望する学生は、退学届を事務局に提出し、原則として面談を行った上で、学生証など事務局より指示されたものを返却するものとする。

- 2 退学の時点で、科目休学を認められ復学前の科目がある場合、当該科目の復学は認めない。科目休学を取り消し、当該科目の総合成績は「評価対象外」とする。

#### (転校)

第32条 転勤や転職及び家族都合など、転居を伴う事情により転校が必要な学生は、事務局に連絡の上、所属校変更を行うものとする。

#### (再入学)

第33条 休学制度を利用して在学できないなどの、やむを得ない事由による退学者が、再入学を願い出たときは、本学にて再入学条件を判断し、選考の上、これを許可することができるものとする。

- 2 日本語プログラムへの再入学の時期は、4月1日とする。



3 再入学を希望する者は、1 月末までに事務局に申し出た上で、第 4 条、第 5 条に基づき出願手続を行う。但し、エッセイのテーマは、退学事由を振り返り、再入学した場合のアクションプランを記載することとする。退学前と別言語のプログラムへの再入学を希望する場合には、その理由についてもエッセイに記載する。また、以下に該当する場合には、一部出願手続きを免除とする。

(1)事前資格審査対象者・・・従前の入学時の審査結果をもって、再入学希望時には免除

(2)退学から再入学までの期間が

－5 年以内の場合・・・推薦状の提出免除

－5 年以内でかつ最終学歴に変更のない場合・・・卒業証明書・成績証明書の提出免除

－2 年以内でかつ退学前の所属・再入学希望先ともに英語プログラムの場合

・・・TOEIC/TOEFL/IELTS のスコア提出免除

提出された書類等の出願情報や面談の結果等を総合的に判断し、可否を決定する。

4 再入学する場合、退学前に修得した単位とその成績及び GMAP の結果について、再入学後に移行される。但し、「F 評価」及び「評価対象外」の成績についてはこの限りではない。また、退学前に修得した「D」評価については、再入学後の修得単位としては移行するが、第 24 条に定める懲戒退学の対象となる成績評価としては算入しない。第 16 条に定める別言語のプログラムでの履修上限に則り、退学前の所属プログラムでの取得単位が、課程の修了要件単位の 3 分の 1 を上回っている場合には、別言語プログラムへの再入学は原則認めない。

5 再入学後の在学年限は、過去の在学期間にかかわらず、一律最大 5 年とする。また、再入学後の在学期間休学については、3 ヶ月単位で過去の休学期間と合算した上で、最大 2 年間を上限とする。尚、課程の修了については、再入学後のプログラムの修了要件に従うものとする。英語内の別プログラムへの再入学を希望する場合、第 15 条に従い、退学前に修了要件単位の 2 分の 1 以上を修得済みの場合には、原則それを認めない。また、修了判定については、第 15 条に従い、過去の在学期間から積算した在学期間で行うものとする。

6 再入学後の受講料は、再入学時の受講料総額から納付済みの金額を引いた金額を納付する。また、入学料に代わり、再入学手続料として 30,000 円を納付するものとする。尚、再入学前の在学期間と通算して 6 年目以降在学する場合には、長期履修受講料を納付する。

7 再入学者は、再入学時の学則・学位規則・受講規約の定めに従うものとする。

8 再入学者は、本学内の奨学金の対象外とする。

## 第7章 その他

(本科生の法人申込登録制度)

第34条 法人が、人材育成手法の一つとしてグロービス経営大学院大学に当該社員を派遣し、受講料の過半を法人が負担し、所定の法人申込登録手続きを行った場合、これを本科生の「法人申込登録」と定義する。法人申込登録は、本規約と併せ、別に定める法人利用規約を遵守することとする。

2 法人申込登録の場合、学生の履修登録状況及び成績(出欠・発言状況・各種評価等)は、法人申込担当者、及び学校法人グロービス経営大学院が学生募集活動を業務委託している株式会社グロービスの法人担当者に開示される場合がある。

- 3 法人申込登録による情報開示は、課程の修了までの期間の履修分のみとする。
- 4 学生が在学中に企業を退職した場合は、法人申込担当者からの連絡を以て、当該学生の成績の開示はしないものとする。
- 5 法人申込担当者には、修了要件到達状況確認を目的として、学生の取得単位数を開示する。但し、学生が個人申込で履修した科目の成績等については、開示しないものとする。

(クオリティ・ギャランティ(グロービス品質保証制度))

第35条 学生が、第15条に定める課程の修了要件を満たしてなお、所期の学習効果が認められなかった場合、学生本人から事務局宛に申請があれば、面談の上、納付された受講料を返金するものとする。

- 2 申請期限は課程の修了後、1ヶ月以内とする。
- 3 返金は、本人から申請があった日から2ヶ月以内を原則とする。
- 4 クオリティ・ギャランティの適用が認められた場合、申請した学生に対し、課程の修了要件としての単位認定及び、修了判定、学位の授与は行わない。

(懲戒の対象となる行為)

第36条 以下は、学則第42条に定める懲戒の対象となる行為の1つとみなす。本条に定める行為を行った学生は、学則第41条に定める懲戒処分の対象とする。

(1) 不正行為

下記不正を行った者及び幫助者は、本科生、科目等履修生の如何を問わず、レポート及び試験結果を無効とした上で、科目履修の場合には、当該科目の成績をFとする。

－履修にあたり、過去のハンドアウトやノートを見る、当該科目を履修済の学生に話を聞くなど、独力で授業を受けない行為

－過去のハンドアウト・アサインメント及びレポートの参照、スプレッドシートをはじめとする勉強会で共有した分析結果の流用、著作物の剽窃、ならびに作成にあたり他者の助けを借りるなど、独力でレポートを作成しない行為、あるいは他の学生のレポート作成を助ける行為。但し、レポートに向けた勉強会そのものはこれを不正行為の対象とはしない

－試験時のカンニング、過去の試験問題の共有をはじめとして独力で試験を受けない行為

不正行為が二度にわたった場合は内容の如何を問わず、退学処分とする。

(2) 意図的な科目の未修了

本科生、科目等履修生が、履修中の科目において、意図的に評価対象条件を満たさずに「評価対象外」として単位の修得を避けるような行為を行った場合。

(3) 情報漏洩

本科生、科目等履修生が意図的に、あるいは適切な措置を怠ったことにより、以下のような情報漏洩が発生した場合。

－クラス内で使用している SNS グループ(クラスグループ)へ当該クラスの講師・学生以外を参加させた場合

－クラスで知り得た本科生、科目等履修生、卒業生の所属する企業に関する機密情報、リサーチ対象

企業における機密情報など、特定の範囲でのみ共有された情報を、クラス以外で漏洩した場合(クラスのメンバー以外の第三者に情報を伝えること、SNS等の情報媒体への書き込み等、一切の情報漏洩行為をした場合)

ー学生ポータル(マイページ)やクラス専用メーリングリスト(ディスカッションボード)にて公開された本科生、科目等履修生・卒業生の個人情報を、本人に許可なく本科生、科目等履修生・卒業生・学校関係者以外に漏洩した場合

ー授業の内容そのものなど、他の学生の学びを阻害する恐れのある情報を漏洩した場合(SNSなど情報媒体への書き込み等を含む一切の情報漏洩行為)

ーオンライン MBA プログラムにおいて、クラスの履修が許可された学生以外にクラス映像や音声、クラスの録画映像などを視聴させた場合

ーオンライン MBA プログラムにおいて、クラスの履修が許可された学生以外にクラスに参加するための URL を共有した場合

(4) 虚偽の申請

各種申請において、その申請内容に虚偽があった場合。

(5) 反社会的勢力への対応

本学は、本科生、科目等履修生の如何を問わず、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、またはその関係者であることが判明した場合、その履修を差し止め、学則第 42 条第 1 項第 10 号に基づき、退学を含む懲戒処分とする。

(6) 著作権に関する禁止事項

以下に例示するような、著作権に関わる一切の行為。

ーカリキュラム内容・教材、配付資料等の複製(学生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く)及び他人への譲渡

ーSNS等におけるカリキュラム内容・教材、配付資料等の引用や転載

ークラスでの写真撮影、録音、録画、キャプチャなど

ー他者の著作物(レポート、アサインメントをはじめとする成果物等)の剽窃

(忘れ物の取扱い)

第37条 学校施設での忘れ物については、3ヶ月間保存し、その後事務局にて処分するものとする。

(学習環境の整備)

第38条 インターネット環境やソフトウェア、ヘッドセットなど、履修に必要なインフラは、学生各自にて整備するものとする。

2 クラスの特性により、SNSサービスの利用を推奨する場合があるが、学生は自己責任で利用するものとする。

3 インターネット・アクセスプロバイダーその他電気通信事業者の事故、施設管理上の必要に起因して発生したブロードバンドの利用、及び講義への参加に関する一切のトラブル等に関して、本学では一切の補償は行わないものとする。

4 学生が整備したインフラに起因するノイズ等のトラブルにより、他の学生の履修環境を大きく損なう場合には、担当教員の判断により、履修環境が改善するまでの間、学生のクラス参加を差し止めることがある。

## 第8章 科目等履修生

### (科目等履修生)

第39条 通学 MBA プログラムならびにオンライン MBA プログラムにおける科目等履修生とは、履修できる科目、授業を行うに際しての言語の違い、及び居住地に応じた所属校を以って、「単科生」、「特別単科生(仙台校・福岡校・シンガポール特設キャンパス)」、「オンライン単科生」、「卒業生」の4種類と定める。

2 法人が、人材育成手法の一つとして本学に当該社員を派遣し、所定の申込を行った場合、これを科目等履修生の「法人申込」と定義する。法人申込は、本規約と併せ、別に定める法人利用規約を遵守することとする。なお、シンガポール特設キャンパスでは、法人申込の受付は適用されない。

3 「単科生／オンライン単科生」の履修可能期間は、履修開始から1年間とし、履修可能期間内に1期2科目を上限に履修できるものとする。また、履修可能期間満了後の再応募は、原則これを認めない。本学入学試験に合格後は、入学期日の前期まで履修可能期間を延長できる。なお、上限を超えて履修していたことが後日発覚した場合、当該科目の履修は取り消すものとする。

4 「卒業生」としての履修可能期間の上限及び履修できる最大科目数は設けない。但し、一部科目においては履修できないものもある。また、大学院在学中であっても、課程の修了予定年月以降の履修を希望する場合、「卒業生」として履修登録を受け付けるものとする。

5 「特別単科生(仙台校・福岡校・シンガポール特設キャンパス)」は、仙台校、福岡校、もしくは・シンガポール特設キャンパスに所属し、履修可能期間は1年を上限として、履修可能期間満了後は、再応募すれば2年目以降も延長して履修することができるものとする。

6 「単科生」、もしくは「特別単科生(仙台校・福岡校・シンガポール特設キャンパス)」のいずれかの履修可能期間中に所属校を変更する場合、従前の所属校での履修可能期間は、異動後の所属校の履修可能期間に算入されるものとする。

### (履修単位及び成績)

第40条 本学入学前に本学の科目等履修生として履修できる単位及び本学課程の単位として持ち込める単位の上限は、12単位とする。但し、2014年7月期以前に通学 MBA プログラムの科目等履修生となった場合、及び2016年1月期から2016年7月期に英語単科生、英語オンライン単科生となった場合には、15単位を上限とする。また、入学するプログラムとは別言語の本学のプログラムにて入学前に履修した場合の課程への持ち込み上限についても、12単位とする。

2 D及びF評価が3回以上となった場合、原則としてそれ以降の科目等履修生としての履修は認めない。但し、3回目のD及びF評価が出た段階で履修中の科目については、最終回まで履修を認めるものとする。

3 第10条第3項に定める、持ち込み有効期限内のD及びF評価となった科目は、本科入学後、第24条に定める懲戒の対象となる場合がある。

4 科目を履修する場合の言語能力要件は以下の通りとする。

(1)英語科目の履修を希望する場合

- 英語が堪能であること(以下のいずれかに該当すること)
  - ・英語を母国語とする
  - ・事務局の英語インタビューを通じて、英語力を証明できる
  - ・TOEIC/TOEFL/IELTS のスコア提出で、事務局が受講に十分な英語力があると判断した場合

(2)日本語科目の履修を希望する場合

- 日本語が堪能であること(以下のいずれかに該当すること)
  - ・日本語を母国語とする
  - ・一貫して日本語で教育が施される大学を卒業／大学院を修了
  - ・日本語検定試験1級、日本語能力試験 N1 を目安とする日本語力がある

(入学料・受講料)

第41条 入学料及び受講料は、各履修期において、全額前納するものとする。入学料は初回履修の際徴収し、納付は銀行振り込み、もしくは本学指定のクレジットカードによるオンライン決済をもって行う。シンガポール特設キャンパスで受講する場合は、銀行振り込み、もしくは小切手(送金小切手)にて納付を行う。各科目の受講料、その他学習に必要な経費は別に定める。法人申込の場合は、入学料及び受講料は、各履修開講月末締め・翌月末払い、銀行振込(振込手数料、申込法人負担)にて申込の法人が支払う。

2 領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとする。

3 何らかの都合により履修が不可能となった場合、入学料及び受講料は、以下に則る。

(a) 当該クラス開講 14 日前までは、一切のキャンセル料は発生しないものとする。

(b) 当該クラス開講 13 日前から前日までの期間は、入学料 23,000 円及び 1 科目あたりキャンセル料 31,000 円の合計額を徴収する。

(c) 当該クラスの開講日以後にキャンセルをした場合は、入学料及び受講料全額を徴収する。

4 第 3 項の規定にかかわらず、開講 13 日前から前日までの期間において、社命による居住地の変更を伴う異動や長期出張、及び入院を伴うような疾病など、第 42 条に定める休学相当の事由による申し出が学生からあった場合に限り、必要書類の提出を受け、事務局にて審査の上、全額返金する場合がある。

5 履修登録後、履修科目・クラスの変更及び履修時期の延期を要する事象が発生した場合、第 3 項に準じ入学料及びキャンセル料を徴収する場合がある。但し、第 3 項の規定にかかわらず、開講 13 日前から前日までの期間において、第 42 条に定める休学条件と同等とみなされる事象が発生する場合には、必要書類の提出を受け、事務局にて審査の上、履修科目・クラスの変更及び履修時期の延期ができるものとする。

6 第 3～5 項に該当する場合、学生は、速やかに受取った教材を破棄する。

7 受講料の支払いは、申し込み後に本学が発行する請求書記載の支払期日までに行う。尚、支払期日を過ぎた場合、延滞利息(年利 12%)を徴収することがある。

(休学)

第42条 科目履修中に、振替制度を利用しても、以下のようなやむを得ない特殊事由により、当該クラスへの出席や必要提出物のアップロード／教室での提出が難しく、科目の評価対象条件を満たせない場合は、

各学生の申請に基づき、事務局にて審査の上、休学を認める場合がある。

- － 天災
- － 本人の入院・長期通院
- － 二親等以内の家族ないしこれに準ずる方の死亡・入院
- － 社命による異動・長期出張
- － その他、事務局が認めるやむを得ない事由

※自主的な転職活動や、居住地の変更を伴わない異動等による業務多忙や執務環境の変化は、休学の申請事由として認めない。

2 科目等履修生は、休学を申請する場合、休学申請の事由を記した申請書を所定の方法にて事務局に提出するものとする。また、申請は、休学に相当する事象が発生次第、速やかに行うものとする。事務局は、申請事由と申請時期を踏まえ、休学の審査を行う。

3 総合成績確定後は、遡っての休学は一切認めない。

4 休学申請が認められた場合、欠席した回(Day)は、翌開講期の当該回(Day)に履修するものとする。その際の成績判定は復学した期のクラスの終了後に、休学前/復学後の出席や発言、レポートの評価等を基に行う。

5 復学は翌開講期のみとし、休学の延長は認めない。

6 翌開講期が科目等履修生としての履修可能期間を超える場合でも、休学となった科目の復学は認める。

7 いったん休学が承認された後の取消しは認めないものとする。

8 休学後、翌開講期に履修が不可能になった場合でも、納付された受講料は返金しないものとする。

9 復学するクラスは、事務局からの指示に従い、翌開講期の開始前に科目等履修生が自分で選択するものとする。期限までに復学するクラスを選択しない場合は、事務局が復学クラスを指定する。

10 クラスの履修に関する制度等については、復学時の受講規約を適用する。

#### (クオリティ・ギャランティ(品質保証制度))

第43条 科目毎に定められた評価対象条件を満たしてなお、所期の学習効果が認められなかった場合、当該科目等履修生本人から事務局宛に申請があれば、面談の上、当該科目の受講料全額を返金するものとする。

2 申請期限は申込クラスの最終 Day から 14 日以内とする。尚、最終 Day を期内振替した場合は振替先クラスの開催日から 14 日以内とする。

3 返金は、本人から申請があった日から 2 ヶ月以内を原則とする。

4 評価対象条件を満たした科目が、最終成績評価で修了となった場合には、単位として認める。

5 当制度による返金は 1 科目のみとし、以降の当制度の利用は認めない。

#### (法人申込の情報開示)

第44条 法人申込の場合、科目等履修生の成績(出欠・発言状況・各種評価等)は、法人申込担当者、及び学校法人グロービス経営大学院が学生募集活動を業務委託している株式会社グロービスの法人担当者に開示される。また、アサインメント等についても開示されることがある。

(規定準用)

第45条 科目等履修生については、本章における記載事項を除き、第1～7章の規定を準用する。

附 則

1. 本規約は、平成 29(2017)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日に適用するものとする。但し、第 41 条 (入学科・受講料)については、平成 29(2017)年 4 月 1 日に先立ち、当該条項に記載された行為が発生した時点から本規約を適用するものとする。また、2017 年度入学を希望する志願者・入学許可者については、出願から入学手続に関して本規約に記載された行為が発生した時点から本規約を適用するものとする。
2. 本規約は予告なく変更されることがある。
3. 本規約が変更された場合は、その時点から新しい規約が適用される。
4. 第 9 条第 10 項に定める受講料の相殺については、2015 年度入学生より適用される。それ以前の入学生については、第 4 期、第 3 期の順にて行うものとする。
5. 本学の在学契約等一切の合意については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
6. 本学の在学契約等に関して紛争が発生したときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 別記 学費未納本科生の取り扱いに関する規程(受講規約第9条関係)

(趣旨)

第1条 この規程は、別表に定める納付期限を越えても入学料または受講料の納付を怠っている本科生(以下「学費未納学生」という。)の取り扱いについて定めるものである。

(未納学費の再請求、納付の指導)

第2条 納付期限後、学費未納学生に対し再請求を行う。再請求後も未納の場合には、事務局長より、納付するよう指導する。尚、納付期限後の請求にかかる諸手数料は学生の負担とする。

(学費未納学生の履修)

第3条 学費未納学生はその納付が確認できるまで履修登録及び履修ができないものとする。既に登録されている科目については事務局長の判断において登録を解除することができる。

2 履修登録及び履修ができない期間も在学期間とみなす。

(学費未納学生の証明書発行)

第4条 学費未納学生に対してはその納付が確認できるまで各種証明書は発行しない。

(未納による懲戒退学)

第5条 第2条の措置を行ってなお、別表1に掲げる退学審議開始日まで未納の場合は、原則として、教授会の審議を以って懲戒退学とする。尚、退学日は別表1の退学審議開始日とする。

(学費の分納)

第6条 納付期限までに学費の納入が困難であると申請があった場合には、事務局長の判断において分納も認める。尚、分納の場合には、別表1に定める退学審議開始日までに納付を完了しなければならない。

2 前項の申請は、原則として納付期限までに行わなければならない。

3 退学審議開始日までに納入が確認できない場合は、第5条の規程に則るものとする。

(学費未納の場合の単位認定・課程の修了判定)

第7条 学費の納付期限を過ぎても未納のまま履修した科目の単位は認定されない。また、課程の修了に必要な要件を満たしている場合も、学費未納の場合には課程の修了は認めない。

2 未納学費を納付した場合には、遡って単位の認定ならびに課程の修了判定を行う。課程の修了期は、第15条に従うものとする。



(懲戒退学後の再入学)

第8条 第5条により懲戒退学となった者が再入学を希望した場合、未納学費を納付の上、再入学を願い出ることができるものとする。尚、再入学については、受講規約第33条(再入学)に従うものとする。

- 2 学費の納付期限を過ぎても未納のまま履修した科目の単位は、第1項の学費納入が確認された時点で、教授会、経営会議の審議を経て、認定することができる。

附則

1. この規程は、平成29(2017)年4月1日から施行する。
2. 2010年度以降に入学した学生においては、別表1に代えて別表2を用いる。

別表1:2009年度以前に入学した学生に適用

対象受講料	納付期限	退学審議開始日
前期(4、7月期相当)	3月末日	9月末日
後期(10、1月期相当)	9月末日	3月末日

※但し、在学期間休学等により納付を猶予されている場合は、退学審議開始日もそれに倣って猶予されるものとする。

別表2:2010年度以降に入学した学生に適用

対象受講料	納付期限	退学審議開始日
前期(4、7月期相当)	3月末日	9月末日
後期(10、1月期相当)	9月末日	3月末日
長期履修受講料	5月末日	9月末日

※但し、在学期間休学等により納付を猶予されている場合は、退学審議開始日もそれに倣って猶予されるものとする。